

# 農地を転用する場合には許可が必要です

農地を転用する場合には農地法に基づく許可が必要です。しかし、許可を受けずに転用する、いわゆる「無断転用」があとを絶ちません。農地所有者をはじめ、開発に携わる人も農地転用許可制度を理解し、法令遵守に努めましょう。



## ◎農地転用許可制度の目的

農地法に基づく「農地転用許可制度」は、食料供給の基盤である優良農地の確保と、計画的な土地利用の確保を目的としています。

## ◎農地転用とは

農地を住宅などの建物敷地、資材置き場、駐車場、山林、太陽光パネルなど、農地以外の用地に変更することです。また、農業用施設の建設や農道・水路などに利用する場合や、一時的に資材置き場などに利用する場合も農地転用になります。

※農業用施設建設や農道の設置などは許可が不要場合がありますが、届け出は必要です。

## ◎手続きの種類

自分が所有する 農地の転用	転用を目的とした 農地の売買・貸借
農地法第4条 許可	農地法第5条 許可

→ 許可を受け、農地転用を実施した後は、  
法務局で地目変更登記を行ってください。

## ◎転用許可をすることができない場合

その農地の営農条件や優良性、周辺地域の土地利用状況などの理由によって許可ができない場合がありますので、詳しくは農業委員会にお尋ねください。

◎許可を得ずに農地を転用した無断転用の例

- 住宅を建てた
- 住宅用地を拡張した
- 資材置き場にした
- 植樹をした

## ◎無断転用した場合の罰則

許可なく農地を転用した場合は、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が課せられることがあります。



◎無断転用をしている人は、無断転用が是正されない限り、農地法の許可を受けることができなくなります。

問 農業委員会 ☎57-8509

# 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 募集

## — 森林・山村多面的機能発揮対策交付金とは —

林野庁の事業で、里山林の保安全管理活動等の取組を行う団体に対して、一定の費用を助成するものです。森林の持つ多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が必要です。そのため、地域住民等による森林の手入れ等の共同活動に対し、市町村等が支援を行っています。

## 1 活動への支援



### ▶活動推進費

3か年の活動計画の具体化(現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等)に対する支援。初年度のみで上限 112,500円。

### ▶メインメニュー

#### ●地域環境保全タイプ

- ・里山林の景観を維持するための活動(雑草木の刈払い、枯損木の除去等)  
→ 初年度 120,000円、2年目 115,000円、3年目 110,000円
- ・侵入竹の伐採・除去活動(竹・雑草木の伐採・搬出 処理 利用)  
→ 初年度 285,000円 2年目 265,000円 3年目240,000円

#### ●森林資源利用タイプ(1ヘクタール当たり)

- ・伐採、搬出等による森林資源の活用(木質バイオマス利用、炭焼き、しいたけ原木、特用林産物の植付等)  
→ 初年度 120,000円、2年度 115,000円、3年目 110,000円

### ▶サイドメニュー ※メインメニューと合わせて実施可能

#### ●森林機能強化タイプ(1メートル当たり)

- ・歩道や作業道等の作設及び改修、鳥獣害防止柵の設置・改修等  
→ 800円

## 2 資機材への支援

- ・1の活動を実施するために必要な機材および資材の購入・設置に対して必要額の2分の1(一部の資機材については3分の1)を支援

### ▶活動組織の構成員

地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3人以上。地域の自治会、NPO 法人等が 単独で実施、または1構成員となることも可能

### ▶対象森林

森林経営計画が策定されていない森林



問 ○熊本県森林 山村多面的機能発揮対策地域協議会(熊本県森林組合連合会内)

熊本県熊本市東区戸島 ☎096-285-8688

○南関町役場 経済課 農林振興係 ☎57-8504